

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)**

**平成 29 年 3 月 23 日 答申分**

## **○答申の概要**

**(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件**

**国 民 年 金 関 係 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

**(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件**

**国 民 年 金 関 係 1件**

**厚生年金保険関係 2件**

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600574 号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第 1600060 号

## 第1 結論

平成5年4月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和42年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年4月

平成5年3月末にA県の会社を退職してB市の実家に戻る際、総務課から、年金手帳を戻され、住民票を移して、仕事に就かない場合は国民年金に加入して1か月でも2か月でも保険料を納付し、結婚後も仕事に就かないのであれば夫の扶養に入るよう指導された。退職後、B市役所に年金手帳を提出して国民年金の加入手続を行った後、保険料を納付した。平成5年5月に結婚し、C市に引っ越ししたが、請求期間の保険料が未納とされているのは納得できないで、調査して保険料納付済期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、平成5年3月末に会社を退職し、退職の際受け取った年金手帳をB市役所に提出して、国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、請求者から提出された年金手帳の初めて国民年金の被保険者となった日の欄には平成5年4月1日と記載されており、国民年金手帳記号番号の記号はD社会保険事務所(当時)の課所記号である「\*」であることから、当該国民年金手帳記号番号はB市で払い出されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、請求者は平成5年4月1日に国民年金の被保険者資格を取得しており、社会保険事務所(当時)における被保険者資格取得の処理日は同年5月6日で、B市役所は社会保険事務所への国民年金加入者に係る進達を、一週間ごと、時により二週間ごとに行っていた旨陳述していることから、請求者の国民年金加入手続は、同年4月にB市役所において行われたと考えられ、当該加入手続の時点で請求期間の保険料は現年度納付が可能である。

さらに、請求者は、住民票の異動手続、国民健康保険及び国民年金の加入手続を同時に行つたと思うと陳述しているところ、B市は、請求者の国民年金の記録に係る資料の保管はないご回答していることから、請求者の国民年金の加入手続を行った日は不明であるものの、①請求

者に係る戸籍の附票によれば、住民票の異動手続きは平成5年4月16日となっていること、  
②B市の回答から、請求者の国民健康保険の加入手続きは住民票の異動手続と同日であることが確認できることから、請求者は、住民票の異動手続や国民健康保険加入手続きと同じ日に国民年金の加入手続を行ったと考えられる。

加えて、請求者は、1万1,000円から1万2,000円ほどの金額の国民年金保険料をB市役所内にある窓口で納付したとしているところ、請求期間当時の国民年金保険料額は1万500円であり、請求者が納付したとする金額と大きく相違していない上、B市役所は、平成5年当時、国民年金の加入手続と同時に国民年金保険料の納付書の発行は可能であり、現年度分であれば収納を市役所の窓口で行っていた旨を回答していることから、請求者の主張に不自然さはない。

また、請求期間は1か月と短期間であり、請求者は、請求期間以外には国民年金保険料の未納がない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600747 号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1600271 号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成16年12月29日の標準賞与額を8万4,000円、平成17年8月10日の標準賞与額を8万3,000円とすることが必要である。

平成16年12月29日及び平成17年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月29日及び平成17年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和42年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年12月  
② 平成17年8月

請求期間①及び②に、A社から賞与を支給され厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録がないので、標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映されるようにしてほしい。

## 第3 判断の理由

同僚から提出された請求期間①及び②の賞与に係る明細書及び預金通帳並びに請求者から提出された預金通帳から判断すると、請求者は、平成16年12月29日及び平成17年8月10日にA社から賞与の支払を受け、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、同僚から提出された請求期間①及び②の賞与に係る明細書及び預金通帳並びに請求者から提出された預金通帳により推認される賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求者の平成16年12月29日に係る標準賞与額を8万4,000円、平成17年8月10日に係る標準賞与額を8万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は請求期間①及び②における請求者への賞与の支払について不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの

厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600723 号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第 1600061 号

## 第1 結論

昭和 46 年 \* 月から昭和 51 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 26 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 46 年 \* 月から昭和 51 年 3 月まで

私は、20 歳に達した昭和 46 年 \* 月頃は大学生であり、A 市で一人暮らしをしていたが、住民票は実家の B 市にあり、実家の母親が大学生であった私の国民年金の任意加入手続を行ってくれた。請求期間に係る国民年金保険料は納付していると実家の母親から何度も聞かされている。

請求期間を国民年金保険料納付期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、20 歳の頃大学通学のため A 市で一人暮らしをしていたが、B 市に住民票を残しており、母親が、B 市で請求者の国民年金の任意加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料は母親が納付してくれていたと主張している。

しかしながら、請求者は、国民年金の任意加入手続について、「請求期間当時は A 市に在住していたので母親から具体的な話を聞いたわけではなく、国民年金手帳も受け取ったことはない。」と陳述している。また、国民年金保険料の納付については、領収書を見せられたことがあるとしているものの、その形状等（大きさ、色等）については、はっきりと覚えているわけではないとしている上、国民年金の任意加入及び保険料納付を行ったとする母親については、長期入院中であり、コミュニケーションが取れないと陳述していることから、請求者の国民年金の任意加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

また、オンライン記録によると、請求者は平成 9 年 8 月 1 日に初めて国民年金第 1 号被保険者の資格を取得（資格取得処理日は同年 8 月 25 日）しており、請求期間は、国民年金未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することができない上、請求者は、今までに交付された年金手帳は 1 冊のみであるとしているところ、当該年金手帳には、国民年金に加入した際に払い出される国民年金手帳記号番号が記載されておらず、厚生年金保険の手帳記号番号が

記載されているのみである。

さらに、オンラインの氏名検索等により調査したが、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1600730号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1600269号

## 第1 結論

請求期間について、A社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和49年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年12月15日

年金事務所からの連絡により、A社在職中に支給された請求期間の賞与の記録がないことが分かったが、同社から賞与を支給されていたので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社は、請求期間に係る賞与を請求者に対して支給していない旨回答している上、同社から提出された請求者に係る平成18年の賃金台帳及び源泉徴収簿には、請求期間に係る賞与が支給されている旨の記載は確認できない。

また、請求者が給与の振込口座を開設していたB信用金庫C支店から提出された請求者に係る預金取引明細表により、平成18年12月については、A社からの給与の振込記録は確認できるものの、賞与の振込記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1600738号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1600270号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和25年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年10月1日から平成6年10月1日まで

平成4年10月1日から平成6年10月1日までA社で働いていたが、厚生年金保険の被保険者記録がない。給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社で、請求期間に厚生年金保険の被保険者記録がある同僚の回答から、請求者は、期間の特定はできないものの、当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、請求者の請求期間当時の雇用保険の被保険者記録は確認できない上、A社の事業主は、請求者の雇用に関しては不明であり、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除についてはわからない旨回答している。

また、前述の同僚からも、請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かについて具体的な回答を得ることができなかった。

さらに、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票では、A社において、請求者の氏名は確認できず、整理番号に欠番はない上、請求者は、請求期間当時、国民年金の被保険者（国民年金保険料の法定免除期間）であることが確認できる。

加えて、B市国保年金課は、請求期間当時、請求者は国民健康保険の被保険者である旨回答している。

なお、請求者は、公共職業安定所の求人票によりA社に応募した旨陳述しているところ、C公共職業安定所は、平成4年頃の求人票は残っていない旨回答しており、求人票の内容について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及

び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。